

1 高齢者が活躍しやすい社会 (3) 安全・安心な生活環境の整備

高齢者がいつまでも元気に活動し続けるためには、毎日を安全・安心に暮らせる社会の実現が不可欠です。そのためには、防犯、交通安全、社会基盤の整備など、さまざまな面からの対策が必要となります。

◎防犯・消費者被害防止

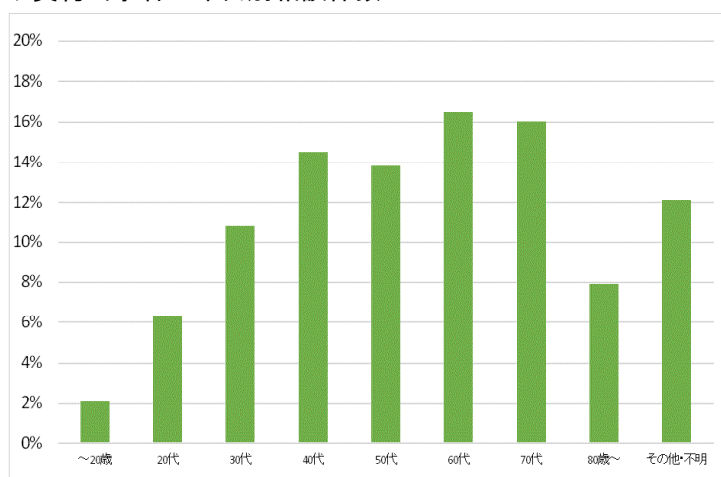
1 現 状

平成28年度に県内の消費生活センターで受け付けた消費生活相談件数は16,831件でしたが、契約当事者の年代別で見ると、60歳代が最も多く16.5%、次いで70歳代が16.0%を占めていました。

また、平成29年中の特殊詐欺被害者の総数253人に占める65歳以上の高齢者は195人で、全体の約77.1%を占めています。

消費生活センターや警察に寄せられた相談の中には、退職後の生活資金を詐欺被害により奪われてしまうといった事例もありました。こうした被害をなくし、元気高齢者の活力が奪われないようにするためには、被害の未然防止、拡大防止が欠かせません。

◆契約当事者の年代別相談件数



出典：群馬県消費生活センター
「消費生活相談の状況」平成28年度

2 課 題

高齢者の消費者被害、犯罪被害をなくすためには、一人一人に被害に遭わないような心掛けを持ってもらうことが大切です。しかし、元気高齢者の数が増加し、趣味や仕事など活動が多様化し元気高齢者の行動パターンが把握しづらくなっている中では、情報を十分に行き届かせることが難しく、単一的な啓発活動が困難であるといった課題があります。

また、高齢者を被害者にしないようにするための情報発信により、社会全体が高齢者を犯罪被害から守っていくという意識を醸成することも必要です。地域の力により地域の安全を守るという意識が大切であり、元気高齢者自らが地域に被害防止を呼び掛けるような取組も求められています。

3 今後の取組

(1) 消費者被害防止のための啓発活動等

元気高齢者が安心して日々の活動が続けられるよう、確実に情報を届け、被害防止のための知識を持ってもらうため、老人クラブ等の団体との連携を強化、元気高齢者による相互の注意喚起を支援し、効率的な広報啓発活動を行います。また、敬老会行事のような元気高齢者が集まる場所に特化した啓発活動に取り組みます。

(2) 犯罪被害防止のための啓発活動等

高齢者研修会等を開催し防犯意識の醸成を図ると同時に、県警や市町村のメールマガジンを活用し、市町村高齢福祉担当部門にタイムリーな情報を提供するなどして広報活動を推し進めます。また、自主防犯パトロール活動等への参加を促進し、元気高齢者自身に、地域における防犯意識の高揚と犯罪被害防止のための活動の一端を担ってもらう取組を推進します。

4 主な施策

◆防犯・消費者被害防止

◎高齢者総合相談センター運営委託：介護高齢課

高齢者及び家族が抱える各種問題の相談に応じ、市町村の相談事業を支援するとともに、高齢者に関する総合的な情報を提供する機関として同センターを運営します。

◎振り込め詐欺防止広報啓発：消費生活課

振り込め詐欺被害が後を絶たないため、被害防止のためのリーフレットを作成し、一人暮らし高齢者等に配布します。

◎高齢者に対する消費者被害防止講座：消費生活課

急速な高齢化や消費者問題の複雑・多様化している状況を踏まえ、高齢者教室や高齢者の集会等に講師を派遣し、被害防止のための講義を行います。（「出前講座」の一環として実施）

◎高齢者に抵抗力を身に付けていただく対策：(県警)生活安全企画課

巡回連絡等の戸別訪問により高齢者に対し直接的な啓発を図り、犯人からの電話を受けない電話機対策や高齢者家族への働き掛けを強化して高齢者被害防止の機運を高める家族の絆作戦など、高齢者に抵抗力を身に付けていただけるような詐欺被害防止対策を推進します。

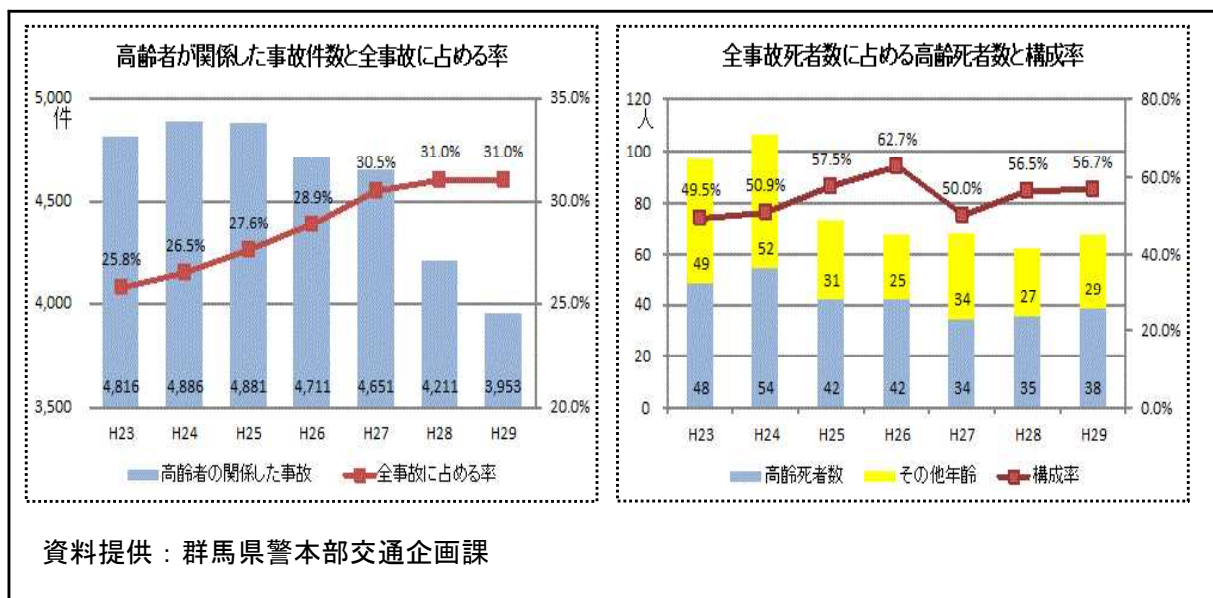
◎犯罪情報等の発信：(県警)生活安全企画課

県警ホームページ、マッピングぐんまによる地図情報及び上州くん安全・安心メール等を活用し、犯罪の発生状況をタイムリーかつ分かりやすく発信し、防犯意識の高揚を図るとともに、防犯対策の実践による被害防止を図ります。

◎交通安全

1 現 状

平成29年までの統計データによると、交通人身事故発生件数のうち高齢者が関係した事故の占める比率は年々増加しています。また、交通事故死者数においても、高齢者が占める比率が高水準で推移しており、平成29年においては全死者数の5割以上を占めています。このうち、歩行中の死者数が多くを占めており、このほか高齢ドライバーによる死亡事故発生件数も増加傾向にあります。



歩行中の高齢者が死亡する事故の発生時間帯では夜間が多く、反射材を着用せずに暗い色の服装で買い物や散歩に出掛けて事故に遭うケースが多いという

特徴があります。

また、高齢者人口の増加に伴い、高齢者の運転免許保有者数も年々増加しています。「平成28年 高齢者の経済・生活環境に関する調査」（内閣府）の結果でも、日常の買い物において「自分で自動車等を運転する」と回答した人は全体の55.6%で、多くの高齢者にとって自動車は普段の生活に欠かせないものとなっていることが分かります。

このように、交通人身事故の発生件数が大幅に減少している中、高齢ドライバーによる事故の減少幅は小さく、そのため高齢ドライバーによる事故が占める比率が年々増加しています。また、高齢ドライバーによる重大事故も全国的に発生し、大きな社会問題となっています。

2 課 題

散歩やウォーキングなど屋外での活動に取り組んでいる元気高齢者は多く、今後もそのような活動が広がっていくことは、元気高齢者の健康維持や介護予防のうえで望ましいことです。

こういった活動に取り組んでいる人は、夕暮れ時に行っている場合が多く、その際に、交通事故を防止するための反射材を身に着けていないことがあります。夕暮れ、夜間における歩行中の交通事故を防止するためには、反射材の着用や明るい色の服装を心掛けることが有効です。

また、元気高齢者の場合、健康であるがゆえに自身の身体機能の低下に気付かず、交通安全意識が低下してしまうといった問題もあります。特に、運転免許証を取得していない人は、交通安全教育を受講する機会が極端に少なく、交通安全への意識が低くなりがちです。元気高齢者の交通事故被害を防止するためには、このような点を改善していくことが必要です。

また、高齢者の運転免許保有率は平成29年12月末現在で全体の26.3%を占めていますが、今後も高齢ドライバーの増加が続くことが予想されます。特に、群馬県においては日常生活に自家用車は不可欠なものであり、地域によっては、運転免許証を返納したくてもできないといった現状があります。高齢ドライバーの増加に伴い高齢者が関わる交通事故の増加も懸念されるため、高齢ドライバーに対する安全運転の意識付けと同時に、自動車に頼らなくても済む生活を支援する取組も必要です。

コラム ～反射材の着用～

平成29年の交通死亡事故の47.7%が夜間に発生しました。また、交通事故死者の5割以上が高齢者でした。

夕暮れ時や夜間は、通行車両から歩行者が見つけにくくなります。外出の際は、明るい色の服装を心掛けましょう。反射材の付いたキーホルダーや反射材の付いている靴など、普段から反射材を着用しましょう。

3 今後の取組

(1) 元気高齢者に対する交通安全対策

市町村、関係機関・団体との連携を密にし、出前式交通安全教育の推進や街頭における反射材の着用指導を行います。また、高齢者宅の訪問を行い、その場でシューズ等への反射材の取り付けを行うなどして、元気高齢者の交通事故防止に取り組めます。

(2) 高齢ドライバーに対する事故防止対策

高齢ドライバーに対しては、交通ルール遵守や交通安全の意識の向上に努めるとともに、先進安全技術の自動車（セーフティ・サポートカーS）の普及啓発活動や安全運転に関する知識や技能を修得するための参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、高齢者の交通事故防止対策を図ります。同時に、各市町村に働き掛けて運転免許自主返納支援制度の周知・拡大を図ります。

4 主な施策

◆元気高齢者に対する交通安全対策

◎高齢者の交通安全対策の推進：(県警)交通企画課

高齢運転者・歩行者等の交通事故を防止するための広報啓発チラシ等を作成し、高齢者が集まる集会所等において配布し、交通安全意識啓発を図ります。

◎反射材の普及及び活用促進：(県警)交通企画課

夜間歩行中の交通事故を防止するため、反射材の普及・促進を図ります。

◆高齢ドライバーに対する事故防止対策

◎**高齢者・初心者しあわせドライブ**：交通政策課

高齢者又は初心運転者1人以上を含む3人1組でチームを組み、153日間の無事故無違反を目指す交通安全コンテストを実施します。

◎**高齢者交通安全協力者養成講習会**：交通政策課

自治会や老人クラブ役員等、地域の交通安全に影響力のある高齢者（シルバーリーダー）や地域で交通安全活動に取り組む高齢者等を対象に、高齢者の安全運転教育に必要な知識・技能の習得と指導力の向上を図るため、参加・体験・実践型の講習会を実施します。

◎**セーフティ・サポートカーSの普及啓発**：(県警)交通企画課

高齢運転者による交通事故を防止するため、高齢運転者に推奨されている先進安全技術（自動ブレーキ、誤発進防止装置）を搭載した自動車「セーフティ・サポートカーS（愛称：サポカーS）」の普及啓発を図ります。

◎**社会基盤**

1 現 状

安心して外出できる環境や、自家用車以外の移動手段の普及は、元気高齢者の交通安全や活動の促進とも関係してきます。また、移動しやすく安全な街をつくることは、元気高齢者だけにとどまらず、障害者や子どもなどすべての人の日常生活を快適にすることにつながります。県では、平成15年に制定した「人にやさしい福祉のまちづくり条例」で定める整備基準等に適合した施設に対して適合証を交付し、バリアフリー施設の増加に取り組んでいます。

また、歩行者や自転車が安全に通行できる道づくり、ノンステップバスの導入率の向上、県内の各駅におけるバリアフリー化等を推進しており、このような施策に継続的に取り組むことが、元気高齢者のはつらつとした毎日を支援することにつながります。

2 課 題

施設や道路等のバリアフリー化や安全に移動できる道路空間の整備は、生活の利便性を向上させるだけでなく、元気高齢者の外出や社会参加を促すための対策にもなります。しかし、県内バス路線のほとんどが赤字路線であり、行政の支援なしではバリアフリー車両の導入が思うように進まないという問題があ

ります。また、より安全に安心して施設等を利用できるよう、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」により、さらなるバリアフリー化を推進する必要があります。

さらに、自動車依存度が高い本県においては、公共交通機関の利用自体が活発ではなく、列車やバスの運行拡大につながりにくいのが現状です。元気高齢者が社会との関わりを保ち続けるためには、移動手段の確保は大きな課題であり、高齢ドライバーによる事故防止と併せて、高齢者が利用しやすい公共交通機関の整備を進めていく必要があります。

3 今後の取組

(1) バリアフリー施設の整備促進

新築等を予定している建築主や設計士等に対して、条例基準に基づく施設整備を行うようきめ細やかな指導を行います。

また、適合証の交付施設は、だれもが安全かつ快適に利用できるよう配慮したものであることから、県ホームページ等を利用して、広く県民に公開、周知することで制度の普及を図ります。

(2) 移動の安全

バス路線のバリアフリー車両の導入にかかる経費について、バス事業者や市町村に対する支援を継続します。また、県内に所在する大規模な駅や地域における交通の拠点駅を中心に、バリアフリー化のための補助事業を行うと同時に、歩道や自転車道など、安全に通行できる道路環境の整備を推進します。

(3) 公共交通の利便性の向上

自動車運転免許を持たない人や、今後の返納を考えている人が、日常生活で不便を感じることはないよう、生活に欠かせない公共交通機関の確保や利便性の向上、さらには利用者増加のための取組を行います。

4 主な施策

◆バリアフリー施設の増加

◎福祉のまちづくり推進：障害政策課

誰もが生き生きと心豊かに日常生活を送り、社会活動に参加できる社会の実現を目指し、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づくさまざまな施策を行います。

◎交通施設バリアフリー化推進：交通政策課

1日当たりの利用者数が3,000人以上である鉄道駅のバリアフリー化を促進し、駅舎内整備に対して一部を補助します。

◆移動の安全

◎「ゾーン30」整備：(県警)交通規制課

道路管理者と連携し、「ゾーン30(面的に交通事故抑止対策を講じ、規制速度を30km/hにするエリア)」を指定し、注意喚起対策を実施します。

◎みんなで点検(安心・安全なみちづくり)：道路管理課

高齢者、身体障害者、子どもが普段から危険と感じている箇所、改善してもらいたいと思っている箇所を、利用者と一緒に現地確認を行い、意見を聴きながら改善策を検討し、安全で安心して通行できる道路空間に改善します。

◆公共交通の利便性の向上

◎地方バス路線対策：交通政策課

バス事業者が運行する広域的・幹線的なバス路線に対して、ノンステップバスの導入も含め路線維持費の一部を補助します。

◎市町村乗合バス振興対策：交通政策課

市町村等が運行するバス路線に対して、運行費及びバリアフリー対応車両等の購入費の一部を補助します。

【目 標】

●人にやさしい福祉のまちづくり条例適合証の交付件数

平成29年度末 100件 → 平成32年度（2020年度） 120件

●乗合バスのノンステップバス導入率

平成30年度 60% → 平成32年度（2020年度） 70%

●歩道のバリアフリー化率

平成30年度 59.4% → 平成34年度（2022年度） 65%
（平成29年4月現在）